

債務名義に基づく財産開示手続の申立てに必要な書類等一覧（令和5年9月7日以降）

大阪地方裁判所第14民事部

申立ての別		民事執行法197条1項1号に基づく申立ての場合	民事執行法197条1項2号に基づく申立ての場合
申立ての要件		<p>【民事執行法197条1項1号の要件】 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（財産開示の申立ての日より6か月以上前に終了したものを除く。）において、債務名義に表示された金銭債権の完全な弁済を受けることができなかったこと。</p> <p>※「配当等」とは配当及び弁済金交付の手続を指します。したがって、執行手続が配当や弁済金交付の手続に至らずに終了した場合には、民事執行法197条1項1号に基づく申立てはできません。この場合は民事執行法197条1項2号に基づく申立てとなります。</p>	<p>【民事執行法197条1項2号の要件】 知れている財産に対する強制執行を実施しても、債務名義に表示された金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があった場合で、左記の民事執行法197条1項1号の要件以外の場合。</p>
申立てに必要な書類等	申立ての要件の証拠資料疎明資料	<ul style="list-style-type: none"> ・配当表写し 又は 弁済金交付計算書写し ・不動産競売開始決定写し ・債権差押命令写し ・配当期日呼出状写し <p>※ 配当等の状況によって提出書類が異なりますので、窓口にお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財産調査結果報告書及び疎明資料
	共通のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申立手数料（収入印紙） 2,000円 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・郵便切手 8,220円分 （内訳 100円：20枚 500円, 84円, 20円, 10円, 5円, 2円, 1円：各10枚） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・財産開示手続申立書（申立書の表書き＋当事者目録＋請求債権目録） <p>※ 当事者目録及び請求債権目録については、申立書に加え、各1部ずつ添付してください（命令に利用させていただきます。）。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・執行力のある債務名義の正本 ・送達証明書（必要な場合は、確定証明書） ・上記債務名義の正本及び送達証明書等の写し <p>※ 必要書類は、「執行力のある債務名義・必要書類一覧表」（ホームページ本文）をご覧ください。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・債務者の住民票又は商業登記事項証明書 <p>※ 申立ての前日1か月以内に取得したものを提出してください。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・申立人の商業登記事項証明書等（債権者が法人（会社等）の場合） <p>※ 申立ての前日3か月以内に取得した商業登記事項証明書を提出してください。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、申立人・債務者の債務名義に記載された住所・氏名（名称）と現在の住所・氏名（名称）と異なっている場合（申立ての前日1か月以内に取得したものを提出してください。）は、次の住民票等が必要です。 <p>個人の場合：氏名・住所のつながりの記載がある住民票，又は，戸籍謄本等 法人の場合：名称・住所のつながりの記載がある全部事項証明書や閉鎖事項証明書等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・債務名義等還付申請書（同受領書） 			